

2018年1月18日
(2018年1月23日 補足・修正)

神戸市長 久元喜造 様

神戸の石炭火力発電を考える会

(構成団体)

神戸公害患者と家族の会

西淀川公害患者と家族の会

公益財団法人 公害地域再生センター (あおぞら財団)

特定非営利活動法人 地球環境市民会議(CASA)

特定非営利活動法人気候ネットワーク

神鋼石炭火力公害問題難区連絡会

石炭火力発電所問題を考える市民ネットワーク

ひょうご ECO クラブ

神鋼石炭火力発電所増設問題を考える芦屋市民の会

神戸製鋼所・神戸製鉄所火力発電所(仮称) 建設計画と 二酸化窒素の環境基準の関係について (公開質問状・補足修正版)

私たちは、神戸製鋼所(以下「神鋼」という。)・神戸製鉄所火力発電所(仮称) 建設計画にかかる環境影響評価の過程で、4度にわたり、審査のあり方等についての要請書を提出してきました。

2017年8月25日付貴職宛て「追加・補足要請書」等においては、発電所建設予定地付近は、二酸化窒素(NO₂)について1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域であり、「現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努め(環境基準告示)」なければならないところ、巨大な追加的排出源を建設することは是認できないこと、また、神鋼が作成した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)では、NO₂の環境基準を上限値である0.06ppmとみなしてバックグラウンド濃度・将来環境濃度を評価しており、不適切であることを指摘しました。第158回の神戸市環境影響評価審査会(2017年8月16日)においても、NO₂の環境基準について、準備書が、環境基準の上限である0.06ppmのみを用いていることについて、委員から批判がなされたところです(会議録6頁)。

準備書の記述は、市民に対して、環境基準をクリアしているから環境保全上の問題はないとの不正確な情報を示すことにより、肝心の、“現状より悪化させてはならない地域”であることを隠蔽するものです。これは一種の情報操作といわざるをえません。

ところが、2017年12月28日に開催された兵庫県環境影響評価審査会に提出された「神戸市による検証の概要」(資料2)においても、灘浜測定局の平成28年度の測定結果は、NO₂も含めた代表的な大気汚染物質について、環境基準を達成しており、現時点で問題となる数値は確認されていないという記述がなされています。

しかし、過去5年の間、灘浜測定局において日平均値の年間98%値が0.04ppmを下回ったのは一度だけであり(平成28年度は0.037ppm)、それ以外の年は、0.04ppmを上回っ

ています（兵庫県「大気・水質等の常時監視結果（平成 28 年度）」14 頁）。また、第 161 回の環境影響評価審査会（2017 年 9 月 20 日）資料 18 によれば（別添・第 12-1.1.1-56 表参照）、灘浜局、六甲アイランド局及び住吉南局において、バックグラウンド濃度及び将来濃度が、環境基準の年平均相当値の下限值と上限値の間のゾーン内となるとされています。以上のことを鑑みると、灘浜測定局の平成 28 年度の測定結果のみを殊更に取り上げて、「環境基準を達成している」とか「現時点で問題となる数値は確認されていない」という評価を上記資料に記載することは、この地域に大規模な大気汚染物質排出源を増設することについて大気汚染の観点から問題が生じないとの誤解を、報道機関や市民に与えかねないものであり、不適切というほかありません。この地域は、環境改善の途中にある地域であり、環境基準告示によれば、現状非悪化が要請する地域にほかなりません。神戸市が、上記の記述のような認識をもっているとするれば、市民の健康と生活環境を守る責任を放棄するものといわざるをえません。

私たちは、このような神戸市の姿勢に危機感をもち、環境改善の施策を後退させないという神戸市の姿勢を改めて問うために、本質問状を提出いたします。つきましては、以下の 3 つの質問項目について、神戸市の考え方を、本年 1 月末までに、書面により、当会あてにご回答くださるようお願いいたします。

- 1 灘浜局、六甲アイランド局及び住吉南局においては、NO₂のバックグラウンド濃度（1 時間値の 1 日平均値）が、恒常的に 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内にあり、したがって、この地域は、環境基準告示により、現状非悪化が要請される地域であるという認識をもっておられるか。
- 2 現状非悪化が要請される地域に、大規模な大気汚染物質（窒素酸化物を含む）の固定排出源を建設することは基本的に許されない、と考えておられるか。
- 3 2017 年 12 月 28 日に開催された兵庫県環境影響評価審査会に提出された「神戸市による検証の概要」（資料 2）において、
 - ・「灘浜測定局…の平成 28 年度の測定結果は、「二酸化硫黄」「二酸化窒素」「微小粒子状物質（PM2.5）」といった代表的な大気汚染物質について、環境基準…を達成している」。
 - ・「今年度の灘浜測定局の測定結果についても、…現時点で問題となる数値は確認されていない」。

との記述があるところ、私たちは、上記のとおり、この記述は市民に誤解を与えるという観点から不適切ないし不十分であり、訂正ないし補足が必要であると考えていますが、資料 2 について訂正ないし補足をするお考えがあるか。

連絡先：

〒657-0064 神戸市灘区山田町 3-1-1

神戸学生青年センター内

神戸の石炭火力発電を考える会事務局

TEL 080-2349-0490

メール kobesekitan@gmail.com

【別添】

第 161 回 神戸市環境影響評価審査会 (2017 年 9 月 20 日) 資料 18 6-2

第 12.1.1.1-56 表(1) 二酸化窒素年平均値の予測結果

(単位 : ppm)

図中 番号	測定局名	寄与濃度			バック グラウンド 濃度 (b)	将来 環境濃度 (a + b)
		現状	将来			
		既設設備	既設設備 + 新設発電所	新設発電所 (a)		
1	東灘	0.00085	0.00076	0.00003	0.014	0.01403
2	六甲アイランド	0.00030	0.00025	0.00003	0.019	0.01903
3	灘浜	0.00045	0.00040	0.00004	0.023	0.02304
4	住吉南	0.00086	0.00071	0.00003	0.021	0.02103
5	港島	0.00044	0.00038	0.00003	0.018	0.01803
6	灘	0.00033	0.00031	0.00004	0.013	0.01304
8	兵庫南部	0.00052	0.00040	0.00006	0.016	0.01606
9	長田	0.00068	0.00051	0.00008	0.015	0.01508
14	北	0.00013	0.00011	0.00003	0.009	0.00903
16	潮見小学校	0.00070	0.00054	0.00006	0.018	0.01806
17	打出浜小学校	0.00064	0.00049	0.00006	0.017	0.01706
18	朝日ヶ丘小学校	0.00061	0.00046	0.00008	0.009	0.00908
22	西宮市役所	0.00053	0.00041	0.00007	0.018	0.01807
27	浜甲子園	0.00024	0.00019	0.00003	0.018	0.01803
A	五毛丸山	0.00031	0.00026	0.00004	0.007	0.00704

注：1. 図中番号の数字は、第 12.1.1.1-9 図を参照。

2. バックグラウンド濃度は、各代表測定局の平成 23～27 年度における二酸化窒素濃度の年平均値の平均値を用いた。兵庫南部局の平成 25 年度は年間の測定時間が 6,000 時間未満であるため、平均値の算出からは除外した。五毛丸山は平成 28 年 1 月から 12 月の年平均値とした。

3. バックグラウンド濃度は、現状の既設設備（神戸製鉄所及び神戸発電所）の運転による影響を含んだ値である。

※環境基準の下限である 1 時間値の日平均値 0.04ppm は、年平均値で 0.019ppm に相当。